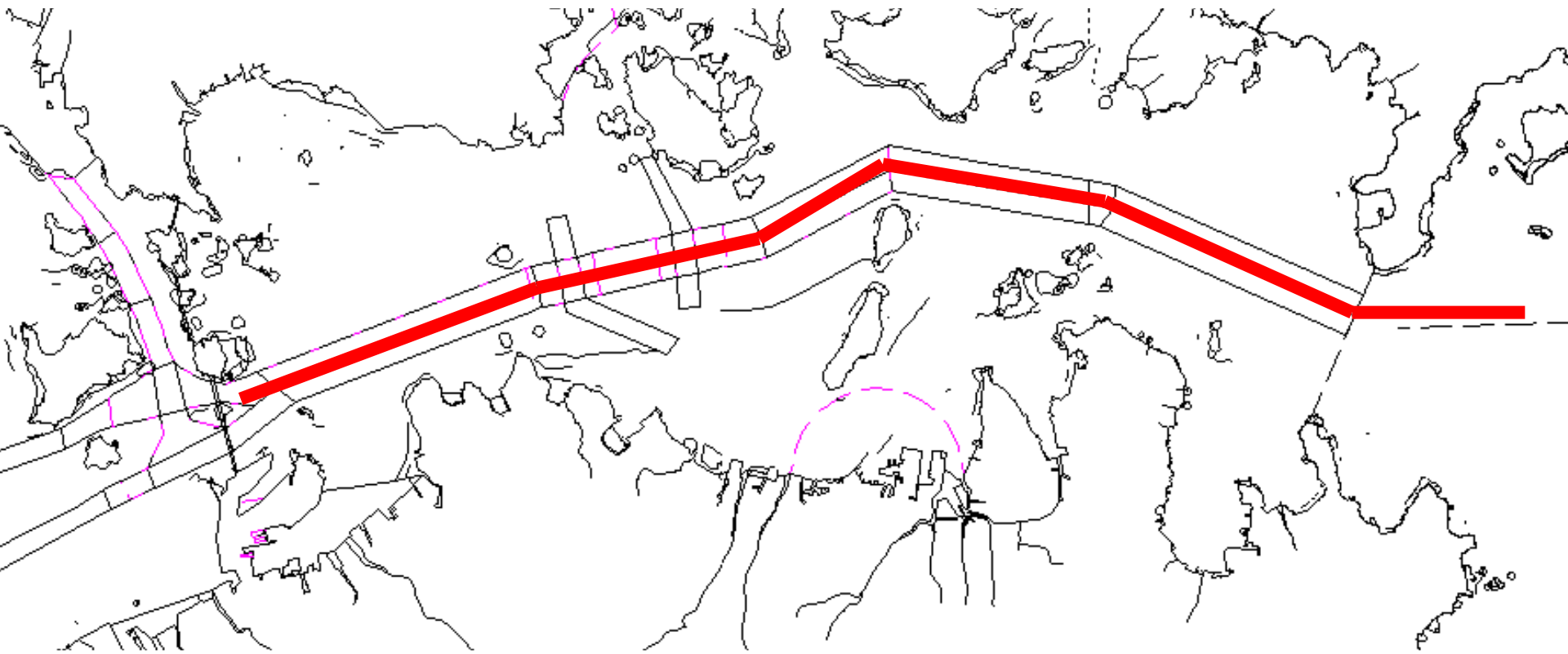




2023年
流し網漁業航行安全対策

	安全対策実施場所	操業日	休漁日	安全対策
播磨灘	播磨灘航路 第1号灯浮標 ↑ ↓ 水島航路 交差部付近	4月20日 ↓ 11月30日	火曜日(日没) ↓ 水曜日(日出) 土曜日(日没) ↓ 日曜日(日出) ※4月28日(金)、 5月3日(水)は、 <u>休漁日</u> とする。 ※4月25日(火) は、 <u>出漁</u> する。	(1) 水先人嚮導船舶は、18時(秋季は17時)迄に 左記海域を航過する。 (2) 但し、やむを得ず18時(秋季は17時)以降に 左記海域を航行する場合は、18時(秋季は 17時)以降、翌朝日出時まで進路警戒船を 配備する。 (4) 秋季とは、9月1日～11月30日。 (5) 進路警戒船配備区間:別添資料-2参照。 (参考) ・サワラ流し網: 4月20日～7月20日 10月1日～11月30日 ・マナガツオ流し網: 6月1日～10月31日
燧灘	東方面 ↑ ↓ 三島川之江港	4月20日 ↓ 11月30日	土曜日(日没) ↓ 日曜日(日出)	(1) 入港 ESライン又は備後灘航路第7号灯浮標を 日出以降の通過とし、港外着は18時(11月、12月 は17時)迄とする。 ① ESライン通過時刻: 来島海峡航路出航後20分。 ② 備後灘航路第7号灯浮標通過時刻: 備讃瀬戸北航路出航後20分。 イ) 港外着が18時(11月、12月は17時)以降と 予測される船舶については翌朝(日出以降)、 ESライン又は備後灘航路第7号灯浮標を 通過するよう、水先人乗船時刻を調整する。 ロ) 11月、12月において西方面から三島 川之江港に入港する場合、18時17時以前で あっても流し網に遭遇する恐れがあるため 備後灘航路第2号灯浮標から鍋磯への 迂回航路を含め安全な航路を選定する。 (2) 出港 離岸を16時迄とする。 イ) 16時以降の離岸は当該港の検査錨地 付近で投錨仮泊し翌朝(日出以降)に 抜錨出港する。 ロ) 11月、12月において三島川之江港から 西方面に出港する場合、日没が早くなって いる為通常航路では流し網に遭遇する 恐れがある為、操業区域の航行予定が 18時17時以前であっても鍋磯から備後灘航路 第2号灯浮標への迂回航路を含め安全な 航路を選定する。 (3) その他 秋季～冬季とは9月1日～12月31日。
	西方面 ↑ ↓ 三島川之江港	4月20日 ↓ 8月31日 ↓ 10月1日 ↓ 12月31日	土曜日(日没) ↓ 日曜日(日出)	
	東方面 ↑ ↓ 新居浜港	4月20日 ↓ 12月31日	土曜日(日没) ↓ 日曜日(日出)	
	西方面 ↑ ↓ 新居浜港	4月20日 ↓ 8月31日 ↓ 10月1日 ↓ 12月31日	土曜日(日没) ↓ 日曜日(日出)	
	三田尻中関港	9月1日～12月31日	入港は港外着06時～17時迄とする。	

香川県・岡山県の漁業許可期限に合わせた処置。

夜間「流し網」に対する進路警戒船配備区間



 播磨灘第1号灯浮標～水島航路交差部 

進路警戒船の配備が必要となる海域。
休漁日を除く18時(秋季は17時)以降から日出まで進路警戒船を配備する。